

## 京都府環境を守り育てる条例に基づく騒音に係る規制基準等設定権限の移譲について

### 1 府条例に基づく騒音に係る規制基準等設定権限の移譲の経緯について

平成23年8月26日付けで「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）が成立したことに伴い、環境基本法に基づく地域類型指定等環境関連4法令（環境基本法，騒音規制法，振動規制法及び悪臭防止法）（以下「関連4法令」という。）の都道府県知事権限事務の一部が，平成24年4月1日付けですべての市に移譲されます。

京都府では，今回の権限移譲に伴い，関連4法令と「京都府環境を守り育てる条例」（以下「府条例」という。）との整合性を図り，地方分権を推進する観点から，現在，京都府にある府条例における騒音に係る規制基準等の設定権限についても，京都市を含む京都府下のすべての市へ移譲することとしております。

### 2 京都府から権限移譲される府条例の設定権限について

- (1) 工場等の騒音及び振動の規制基準の設定権限
- (2) 拡声機騒音に関する規制のうち，音量に係る設定権限
- (3) 夜間営業等の騒音に関する規制のうち，区域及び基準に係る設定権限

### 3 移譲される設定権限に伴う府条例に基づく基準値等について

資料3-2 参考のとおり